四日市市長 森 智 広 様

四日市市監査委員 伊藤 晃

同 廣田正文

同 中森愼二

同 笹 岡 秀太郎

平成28年度財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、算定された 平成28年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した 結果について、別紙のとおり意見を提出します。

平成28年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の 規定に基づき、算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成29年7月24日から平成29年8月10日まで

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から審査に付された平成28年度決算に基づく健全化判断 比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかに主眼をおいて実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表(決算統計)、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

4 審査の結果

(1) 総括

審査に付された平成28年度決算に基づく健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

(単位:%)

比率	平 成 27 年度	平 成 28 年度
実質赤字比率		_
連結実質赤字比率	_	_
実質公債費比率	9.8	8. 7
将来負担比率	37. 5	36. 7

早期健全化 基 準	財政再生 基 準
11. 25	20.0
16. 25	30. 0
25. 0	35. 0
350.0	_

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「-」で表示される。
 - 2 連結実質赤字比率の財政再生基準は、平成23年度決算からは30%となっている。
 - 3 実質公債費比率は、18%を超えると市債発行は許可制となる。
 - 4 将来負担比率について財政再生基準はなく、350%を超えると財政健全化計画を作成しなければならない。
 - 5 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する 法律」で定められている。

(2) 各比率について

- ①実質赤字比率について 実質赤字額は引き続き発生していない。
- ②連結実質赤字比率について 連結実質赤字額は引き続き発生していない。

③実質公債費比率について

実質公債費比率は、前年度と比べ1.1ポイント改善され、8.7%となっており、減少傾向にある。また、法令に定められる市債発行の許可制基準である18.0%も引き続き下回っている。

④将来負担比率について

将来負担比率は、前年度と比べ 0.8 ポイント改善され、36.7%となっており、減少傾向にあるとともに、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを引き続き下回っている。

(3) 意見

- ① 今回、算定した健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。 その中で、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも良化傾向にあり評価できる。
- ② 健全化判断比率の指標について、全国平均や県内他市町平均の比率との比較だけでなく、今後の投資計画や市民サービスの拡充・前倒しなど経営の方向や意思を勘案した市独自の目標値を設定されたい。そして、市全体の保有資金を有効に活用するなどして積極的なまちづくりを継続しつつ、目標を達成できるよう財政運営に注力すること。
- ③ 公社・第三セクターの財政状況において、「四日市あすなろう鉄道㈱」の決算数値が掲載されているが、市側の一般会計決算に含まれるあすなろう鉄道事業にかかる決算数値が別途掲載されていないため、あすなろう鉄道事業の公有側の経営数値が把握できない。あすなろう鉄道見合の設備投資額や修理・保全用の費用など、あすなろう鉄道事業にかかる収支を別途掲載し、市民に対してわかりやすく説明する資料づくりに努めること。